

債権法改正の方向性について

1 現行実務とその運用状況

民法（債権法）が施行されて既に110年を経過した。この間、各論において論じられるとおり、個別の論点について立法上の不都合が指摘されることも少なくなかった。これを受けて、民法典財産法全般にわたって、根抵当権に関する改正（昭和46年）、仮登記担保法の制定（昭和53年）、借地借家法の制定（平成3年）、短期賃貸借の廃止などの担保法改正（平成15年）、保証及び根保証に関する改正（平成16年）、債権譲渡特例法の制定（平成10年）などの改正及び他法の制定が繰り返されてきた。

しかし、民法学界から債権法全般についての大幅な改正が必要とする議論がなされることは少なかった¹⁾。その理由として、予想される作業の膨大さと意見調整の困難さからの立法作業責任者の躊躇、少なくない民法学者が現行民法の改正をする必要性はないと考えていた事実などが挙げられている²⁾。

また、法曹実務家からも債権法の全般的な改正を求める声が上がるとはほとんどなかった³⁾。

このような流れに対して、①民法の「人」概念の実質化、②民法典を市民にわかりやすくする、③特別法の氾濫を是正する、④地域的・世界的統一化を図る、などの理由から⁴⁾、内田貴法務省民事局参与を中心に平成18年10月民法（債権法）改正検討委員会が設立され、平成21年4月に「債権法改正の基本方針」⁵⁾を公表した。「基本方針」における改正の方向性は、現行民法の体系を尊重し、総則、物権、債権という編成を維持する、消費者契約法及び商法商行為編については、民法に一般化又は統合できる規定を取り込む、というものであった⁶⁾。

他方、平成17年10月に加藤雅信名古屋大学教授（当時）を中心に設立された民法改正研究会が発表した「民法改正 国民・法曹・学界有志案」は、債権法にとどまらず財産法全般の改正を志向するものであるが、基本的に現行民法の編成を維持し、消費者契約法及び商法商行為編の取込みは行わず、その代わりに特別法へ

のレファレンス機能を設けるとしている⁷⁾。

2 法制審における議論

法制審では、「基本方針」について、「この部会の参考資料の一つとなるにすぎない⁸⁾」、「この『基本方針』は、学者が学者の立場から一つの案を提示するもの⁹⁾」、「ゼロから議論をしようと思われたわけですから、遠慮する必要はないと思うのです¹⁰⁾」、「特に債権関係部会はゼロからの出発ということでもありますから、皆さんに提示できるような原案はないというのが建前でもあり本当のところでもあります¹¹⁾」として、上記各改正試案をいわゆる原案として改正を議論するものではないことが確認されている。

他方、債権法改正の検討方法についても、「個々の制度を見直していけば、それだけで済まないのが、債権法全体についての総点検をしなければ個々の制度も現代的に変えることは難しい¹²⁾」、「全体を必ず作り直すというわけではないけれども、点検をするという意味での見直しは必要¹³⁾」として、個別的な論点の検討の上に立って改正部分を浮き立たせるという方向で行われることになった。

また、検討範囲については、商法商行為編や消費者契約法の適用範囲を含むとされている。もっとも、「消費者法で扱っていたものが民法に来たら、その趣旨や目的とか、あるいは効力みたいなものが弱まってしま」うという「消費者法の赤字」現象が生じる可能性の指摘や¹⁴⁾、「現在の消費者契約法の中の私法実体規定が十分であるとは思っていない、更に充実させる必要があるという認識に基づく意見です。ただ、仮にその充実した方向性がここで承認されたとして、それをどういう形で法典化するのか、立法化するのかについては、実は弁護士会の中でも非常に意見が分かれています¹⁵⁾」と、消費者契約法の取込みについて注意喚起がなされている。

3 検討

(1) 民法典の行為規範性と裁判規範性、そして民法典の体系

法律は規範として行為規範と裁判規範という2つの性格を持つ。民法もまた法律である以上、これらの性格を持つ。

民法が行為規範である以上、ユーザーである国民等の経済主体にわかりやすい

ものであることは、経済主体の自由を保護するために重要である。内田貴法務省参与は「基礎的な法的素養を身につけた一般市民が、法典を読んで、完全とまではいなくとも、ある程度はルールの内容を理解できることが必要である¹⁶⁾」としているが、これは民法の行為規範性に関してであろう。

しかし、裁判規範としての民法の名宛人は裁判官であり、また裁判官に一定の法解釈をするように説得を図る当事者であり、その代理人である弁護士でもある。日本では既に110年以上にわたってこれらの裁判規範の名宛人が訴訟活動を行ってきた結果、安定した民法の運用又は解釈がなされるに至っている。以上のような裁判実務上における安定した民法典の運用状況は、裁判実務に関係する者の業務において当然の前提となっており、いわば法的インフラストラクチャーとさえいえる¹⁷⁾。

以上のように、民法典も法律であって行為規範と裁判規範の両面の性質を持つものであり、両者は相互を排斥するものではない。そして、上記のとおり既に長期間にわたって民法典の安定した運用及び適用がなされている現代日本社会では、債権法改正に当たっても裁判規範として現行民法が持つ上記特徴をできるだけ維持しながら行為規範性を充実させるべきである。

したがって、安定した裁判規範である債権法の改正を志向する場合には、できるだけ現行の債権法の枠組を変更させないように努めるべきであり、よって現行民法の編成等には手を触れるべきではない。

また、現在の債権法改正では商法商行為編の取込みを企図されていることは上記のとおりである。しかし、上記のような現行民法における体系を尊重する態度からはその取込みには慎重であるべきである。商法の取込みについては、例えば商人概念を事業者概念に変容することは、医療法人などまで取り込み広範に適用範囲が広がる可能性があるなど、大幅な変容を被る可能性があり、既存の裁判規範から大きく変容する可能性がある分野なので、慎重に検討するべきである。

消費者法典の取込みについては基本法典であり緊密な体系を持つ民法に組み込むことで、かえって社会的な問題が発生した事案に適切に対応するためより迅速な改正がなされない可能性がある。また、消費者法に関する最近の論説の傾向は意思表示理論により解決を図る私法的アプローチと行政的手段による解決を図るアプローチの併存がみられ、現に消費者契約法自体が集団訴訟制度を導入するなどして契約理論から発展した展開をみせている。この傾向を進展させるならば、むしろ消費者法典の編纂などにより消費者法として体系を構築することが重要で

1 消滅時効の効果

1 はじめに

「基本方針」でいう債権時効とは、現行民法にいうところの債権の消滅時効に相当する概念である。

後述するように、「基本方針」では、時効の効果を債権の遡及的消滅とせず、履行拒絶権が発生するとの構成を新たに提案しているため、現行法上の消滅時効の概念と区別する意味で債権時効という用語を用いている。

しかし、本論考では、基本的に履行拒絶権構成を支持しないため、以下、あえて債権時効という用語を用いずに、従来どおりの消滅時効という用語を用いることにする。

2 現行実務とその運用状況

(1) 消滅時効の効果に関する現行民法における規定及び判例

144条では、「時効の効力は、その起算日にさかのぼる。」とされている。この趣旨につき、学説上は、時効とはその期間中継続した事実関係をそのまま保護しようとする制度だから、当然のこととされ¹⁾、永続した事実関係を尊重し、権利関係を簡明に処理するためのもの²⁾と説明されてきた。

また、145条は、時効は、「当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。」と規定し、一方、167条は、消滅時効の効果につき権利が「消滅する」と規定していることから、時効援用の意義と効果は、従来から学説・判例上争点となってきた³⁾ところである。

時効援用の意義と効果につき、最判昭和61年3月17日⁴⁾は、農地売買に基づく県知事に対する所有権移転許可申請協力請求権の消滅時効が問題となった事案においてであるが、145条と167条とを矛盾なく説明し得るのは、時効援用の意義と

効果に関する不確定効果説のうち停止条件説であると解し、この説を採用することを明らかにした⁵⁾。

前掲昭和61年最判は、時効による債権消滅の効果は、時効期間の経過とともに確定的に生ずるものではなく、時効が援用された時に初めて確定的に生ずるものと解するのが相当であるとしている。

(2) 現行民法における時効援用の方法について

時効援用の方法については、裁判外でもよいというのが通説・判例である⁶⁾。

(3) 現行民法における時効援用の撤回

時効援用の撤回の可否については、現行法上何も規定されていないが、時効援用の意義と効果につき実体法上の意思表示とみるならば、援用によって時効の効果が生じているので援用の撤回は許されないと説明される⁷⁾。

(4) 現行民法における時効援用権者

消滅時効の場合には、判例において、保証人⁸⁾、連帯保証人⁹⁾、物上保証人¹⁰⁾、抵当不動産の第三取得者¹¹⁾、詐害行為における受益者¹²⁾等に時効援用権が認められている。

また、連帯債務者の時効援用権については、439条に明文の規定がある。

(5) 現行民法の問題点

現行民法においては、債権の遡及的消滅とは相いれない処理も行われている。

例えば、消滅した債権による相殺を認める508条は、明らかな例外とされており¹³⁾、また、連帯債務者の1人について消滅時効が完成した場合に、消滅時効が完成した債務者の債務の存在を前提として、その債務者の負担部分について他の連帯債務者に義務を免れさせていること等¹⁴⁾も債権の遡及的消滅とは相いれない。

3 現在の議論状況

(1) 法制審の議論状況

法制審第12回会議において消滅時効（債権時効）の議論が行われたが、後述す

保証人等は、債権者に対して債務者の履行拒絶権放棄を調達するように求めることができ、一定期間内にそれが調達されないときは、債務者による履行拒絶を擬制する¹⁹⁾という扱いになっている。

その他、履行拒絶権行使の方法、履行拒絶撤回の可否については、甲案と同様の扱いとなっている。

4 「基本方針」の問題点

「基本方針」の乙案は、履行拒絶権行使による債権の請求力、強制力の喪失という新たな効果を提案しているが、現行民法における権利の遡及的消滅という効果をそのように変更することには、次のような懸念がある。

すなわち、時効援用後も債権が消滅しないとする事による不当要求事案の増大の懸念、時効援用後の債権譲渡を利用した不当請求事案の増大、時効援用後の債務を旧債務とする更改契約、準消費貸借契約の事実上の強要などの新たな問題の発生及びそれらへの解釈上、実務上の対応が必要となるという懸念である²⁰⁾。

5 検討

(1) 理論上の問題

前述したとおり、時効消滅した債権による相殺を認める508条は、権利の遡及的消滅の明らかな例外とされており、また連帯債務者の1人について消滅時効が完成した場合に、消滅時効が完成した債務者の債務の存在を前提として、その債務者の負担部分について他の連帯債務者に義務を免れさせていること等、現行民法においては、債権の遡及的消滅とは相いれない処理も行われている。

しかし、現行民法が権利の遡及的消滅を貫いていない部分があるといっても、それは説明方法の問題であって、権利の遡及的消滅で説明できないからといってわざわざ履行拒絶権構成という新たな概念を導入しなくても、別の説明ができれば問題はない。

例えば、508条は、相殺の性質に基づく特則と説明することができる²¹⁾、連帯債務者の1人について消滅時効が完成した場合に、消滅時効が完成した債務者の債務の存在を前提として、その債務者の負担部分について他の連帯債務者に義務